

共同研究講座制度

概要

共同研究講座は、企業などから資金を提供していただき、大学内に設置する研究組織です。

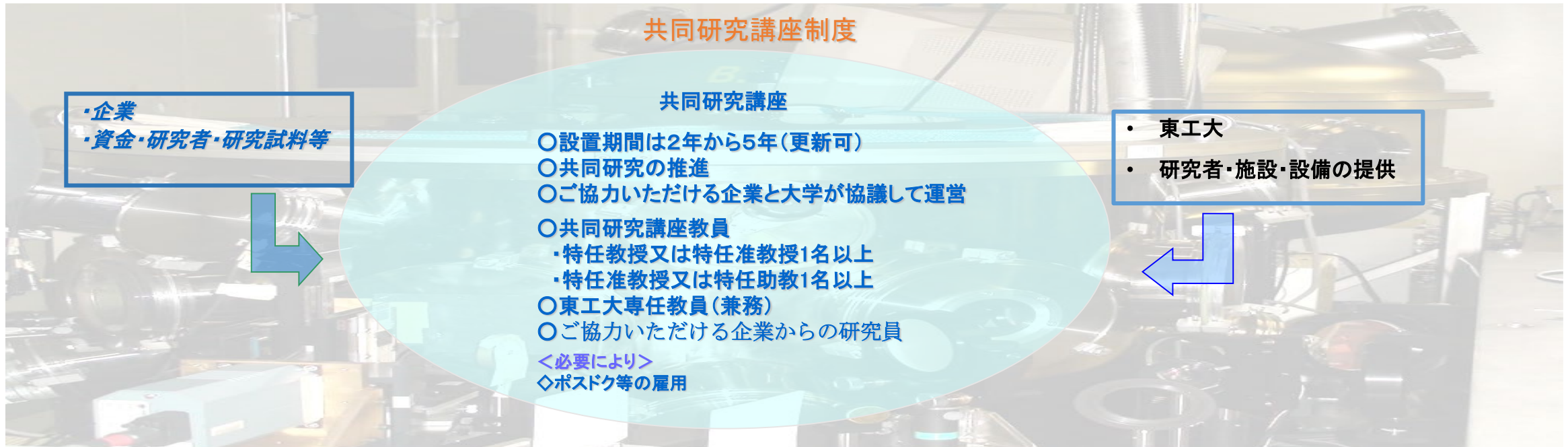
○共同研究講座では、ご協力いただける企業から資金のほかに研究者を受け入れて、企業からの研究者と大学の教員とが対等の立場で、共通の課題について一定期間継続的に共同して研究を行うことによって、優れた研究成果の創出を目指します。

特徴

共同研究講座は、ご協力いただける企業からの研究者と大学の教員とが共同して研究を行うことが設置の目的であり、東京工業大学内の研究組織の一つです。

○共同研究講座という研究組織を設け、当該研究分野への継続的な取組みを可能とします。

○従来の共同研究と違い安定した研究基盤が構成され、新規な研究展開が期待されます。



共同研究講座制度

研究分野

ご協力いただける企業と大学とが合意した分野とします。具体的な内容は、企業と東京工業大学間で締結する契約で定めます。

名称

研究課題の内容等を踏まえた適切な名称とします。企業が希望する場合は、企業名等が明らかとなる名称を付けることができます。

構成

教授に相当する者又は准教授に相当する者を含む2名以上の特任教員（共同研究講座教員）によって構成します。

また、大学側の共同研究体制を明確にするため、大学の専任教員が兼務で参加します。

共同研究講座等教員の選考・採用は、東京工業大学特定有期間雇用職員就業規則に基づき行い、特任教授、特任准教授等の称号を付与いたします。

従来の共同研究と同様に、企業から派遣される研究員も参加します

・加えて、研究者としてポスドク、大学院生を参加させることもできます。

設置期間

組織として設置するため、単年度ではなく2年以上5年以下とします。なお、期間は更新することができます。

資金

企業から提供される資金は、共同研究経費（間接経費23%を含む）として受け入れ、共同研究講座における共同研究講座等教員の人件費、研究費等に充当されます。

設置の手続き（申込から研究開始まで6カ月程度必要）

- 1 ご関心をお持ちの企業は、まず、「東京工業大学研究・産学連携本部」まで、お問い合わせ下さい。
- 2 企業が関心をお持ちの研究分野の研究を行っている本学の教員と企業との間で、共同研究講座について、ご相談いただくこととなります。
- 3 内容がある程度まとまった段階で、企業から東京工業大学に共同研究講座設置の申込をいただきます。
- 4 共同研究講座を設置する学院等の教授会等の審議を経て、役員会及び教育研究評議会の承認を経て学長が決定します。（申込から設置まで2カ月～3カ月）
- 5 設置承認後から特任教員の選考手続きから雇用手続きを行います。（選考から採用まで2カ月～3カ月）
- 6 ご協力いただける企業と東京工業大学間で共同研究講座設置に必要な契約を締結します。契約締結につきましても研究・産学連携本部が担当いたします。

お問い合わせ先：東京工業大学研究・産学連携本部 <http://www.sangaku.titech.ac.jp>

〒152-8550 東京都目黒区大岡山2-12-1

TEL：03-5734-3807 FAX：03-5734-2482 E-mail san.kyo@jim.titech.ac.jp